

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定によって、広島高速道路公社における再発防止策の内容及びその有効性等に関する監査を実施したので、同条第九項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和八年二月十九日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	森川家忠
同	同	同	福知基弘
同	同	同	門前智
同	同	同	三田利江子